

## 川越市議会議員政治倫理条例 逐条解説

(前文)

川越市議会の目指している市民に開かれた議会づくりは、市議会議員に対する市民の信頼によって実現するものである。

そのために、市議会議員は、自ら律する共通の政治倫理に基づき、公職にある者として高い倫理観及び良識並びに市民を代表する誇りを持ってその職責を担い、説明責任を果たしていくことが求められる。

よって、ここに市議会議員と市民の信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

### 【解説】

この条例を制定するにあたり、川越市議会の目指すべき議会づくりと、基本的な考え方、市議会議員のあるべき姿勢を示しています。

(目的)

第1条 この条例は、市政に対する市民の信頼に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）が、議員は市民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、並びに市民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努めるとともに、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、もって清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

議員は市民の信託を受けて議員活動を行っており、市民全体の奉仕者であることを認識し、自己または特定の者の利益を図ることのないよう議員倫理に関する基準を定め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを、この条例の目的として規定しています。

(議員の責務)

第2条 議員は、自ら研鑽<sup>さん</sup>を積み、その資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心及び責任感を持って、その品位の保持に努めなければならない。

2 議員は、第5条に規定する政治倫理基準に反する行為を行った疑いがあると思料されるときは、自ら誠実に当該行為に関してその説明を行い、及びその責任を明らかにしなければならない。

**【解説】**

本条は、市民代表として議員が果たすべき責務を規定しています。

(第1項)

議員は、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、自ら研鑽<sup>さん</sup>を積み、資質を高め、良心と責任感を持って品位の保持に努めることを規定しています。

(第2項)

議員は、政治倫理基準に反する行為を行ったとの疑いがもたれた場合、自らの責任においてその疑いを払拭することを規定することで、市民全体の代表者である議員の政治倫理に対する意識の向上を図っております。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自ら市政に参加し、公共の利益を実現する責任を担うとともに、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

**【解説】**

政治倫理を確立するためには、市民の理解と協力が不可欠です。市民の役割として、積極的に市政へ参加すること、議員に対する不正な働きかけを行わないことを規定しています。

(宣誓書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓書を、その任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。

**【解説】**

議員は自らを律することを市民に示すため、この条例を遵守する旨の宣誓を行うことを規定しています。

(政治倫理基準等)

第5条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会の規範のほか、次に掲げる議員の政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- 一 市の職員並びに市が設立した土地開発公社及び市が資本金、出資金その他これに準ずるものを出資している法人並びに補助金を交付している団体（第4号において「出資法人」という。）並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下同じ。）の役員又は職員（次号及び第3号において「市職員等」という。）の公正な職務執行を妨げないこと。

- 二 市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
  - 三 市職員等の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
  - 四 市、出資法人又は指定管理者が行う工事等の請負契約、委託契約若しくは物品納入契約又は許可、認可その他の処分に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
  - 五 指定管理者の指定又は市が行う補助金の交付に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
  - 六 不当な差別的取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉若しくは社会的信用を失墜させ、又は誹謗中傷をする言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員及びその後援団体は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を遵守し、寄附等に関する禁止事項について、市民、企業、団体等に理解を求めるよう努めなければならない。

**【解説】**

本条は、第2条において規定する議員が果たすべき責務から導かれる、具体的な遵守事項を規定しています。

**（第1項第1号）**

市職員等の公正な職務執行を妨げないことを規定しています。

※「市職員等」とは、市の職員（正規職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員など）のほか、市が設立した土地開発公社、市が資本金等を出資している法人、市が補助金を交付している団体、及び指定管理者の役員又は職員を指します。

**（第1項第2号）**

市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないことを規定しています。

**（第1項第3号）**

市職員等の、採用、昇任、降任、転任といった人事について、特定の個人が有利又は不利となるよう働きかけないことを規定しています。

**（第1項第4号）**

市、出資法人又は指定管理者が行う工事等の請負契約、委託契約、物品納入契約や許可、認可その他の処分に関して、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないことを規定しています。

**（第1項第5号）**

市職員等の公正な職務執行を妨げる行為の具体的な事例として、指定管理者の候補となる団体を選定する際、又は補助金の交付団体を決定する過程において、特定の団体に決定するよう市に対して圧力をかけるような働きかけを行わないことを規定しています。

(第1項第6号)

議員は、特定の個人や団体に対して、嫌がらせや圧力を加える言動、誹謗中傷、ハラスメント行為に象徴されるような人権侵害につながる行為をしないことを規定しています。この行為には差別的な言動や振る舞い、議員による虚偽の発言や情報発信による名誉棄損行為なども含まれます。

なお、職員から議会に対してハラスメントに関する苦情の申出があった場合は、川越市議会ハラスメント根絶条例の規定に基づき対応します。

(第2項)

地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法等の法令は当然に遵守しなければならない事項ですが、議員との関わりが多い市民や企業、団体等にもこれらの法令に定められた禁止事項を後援団体とともに周知し、理解に努めることを規定しています。

(兼業の報告等)

第6条 議員は、議員の地位を取得した時に、自ら事業を営み、又は主として営利事業を営む法人その他の団体（以下「法人等」という。）の職に就いているときは、その任期開始の日から30日以内に、その旨を記載した書面（次項及び第3項において「兼業報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

2 議員は、兼業報告書の内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を記載した書面（次項において「兼業変更報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

3 議長は、議員が兼業報告書又は兼業変更報告書を提出したときは、当該議員が議員として在任している間、当該兼業報告書又は兼業変更報告書を、市民の閲覧に供するものとする。

4 前3項の規定は議員がその地位を取得した日以後に、自ら事業を営み、又は主として営利事業を営む法人等の職に就いた場合について準用する。この場合において、第1項中「その任期開始の」とあるのは、「当該事業を開始した日又は主として営利事業を営む法人等の職に就いた」と読み替えるものとする。

**【解説】**

議員は、市民の代表者として高い倫理基準が課せられていることから、兼業等の実態について明らかにすることを規定しています。

議員は、議員の身分の他に、個人・法人の区分なく、継続的な報酬を伴う職又は報酬を目的とする職を得ている、もしくは得た場合は、議長に兼業報告書を提出する必要があります。

例えば、NPO法人の役員のように、営利を目的としない団体であっても、役員報酬のような継続的な報酬を得ている場合は、兼業報告書の提出が必要です。

(市が行う契約に対する遵守事項)

第7条 議員若しくはその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、一親等内の血族若しくは同居の親族が経営する法人等又は議員が実質的に経営に関与する法人等は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、委託契約及び物品納入契約の相手方となることを辞退するよう努めなければならない。

2 前項の「議員が実質的に経営に関与する法人等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 議員がその経営方針に関与している法人等
- 二 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等

**【解説】**

本条に定める法人等に対し、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市との請負契約等に関して辞退を求めることを規定しております。

なお、議員がその経営方針に関与している法人等は、次の(1)～(8)の要素の中から総合的に判断します。

- (1) 議員が経営方針の決定に関与している法人等
  - (2) 議員が主要取引先の選定及び重要な契約に関する決定に関与している法人等
  - (3) 議員が借入の計画、実行に関与している法人等
  - (4) 議員が従業員の採用に関与している法人等
  - (5) 議員が資金繰りの決定に関与している法人等
  - (6) 議員が従業員賞与の査定に関与している法人等
  - (7) 議員が従業員の労務管理に関与している法人等
  - (8) 議員が事務所等の移転、組織変更などの重要事項の決定に関与している法人等
- また、議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等は、会社法第309条第2項に規定する特別決議を不成立にすることができる条件を参考に定めております。

(指定管理者の指定に関する遵守事項)

第8条 議員は、自らが取締役等をしている法人等が指定管理者に指定されたときは、当該法人等の取締役等を辞任しなければならない。

**【解説】**

指定管理者の指定に関し、議員が遵守しなければならない事項を規定しております。

(審査の請求)

第9条 市民及び議員は、第5条第1項、第7条又は前条の規定(以下「政治倫理基準等に関する規定」という。)に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の連署をもって、当該政治倫理基準等に関する規定に違反する事実があることを証する書類を添えて、その代表者から議

長に対し、当該政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否の確認に係る審査の請求（以下「審査の請求」という。）をすることができる。

一 市民が審査の請求をする場合 地方自治法第74条第1項に規定する選挙権を有する者（審査の請求をする時において、市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の50分の1以上の者

二 議員が審査の請求をする場合 川越市議会議員定数条例（平成11年条例第29号）に定める議員の定数の4分の1以上の議員

2 審査の請求は、当該審査の請求に係る行為があった日の翌日から起算して一年を経過したとき、又は当該行為をした議員がその職を失ったときは、することができない。

#### 【解説】

本条は、審査の請求をする場合の要件等を規定しております

市民及び議員は、審査の請求をする際に必要な審査請求書に、第5条第1項、第7条、第8条に違反する事実があることを証する書類を添付することを義務付け、恣意的な審査の請求が行われないうように定めております。違反する事実があることを証する書類は、客観的に判断できるものとし、主観的又は恣意的なものは認められません

（第1項第1号）

市民が審査の請求をする場合に必要な署名数は、地方自治法の住民の直接請求（条例の制定・改廃の請求や監査の請求）の規定において、有権者の50分の1以上の連署を必要としていることを参考に定めております。

（第1項第2号）

議員が審査の請求をする場合に必要な議員の数は、地方自治法における団体意思決定議案の提出要件を参考に、特定の会派による恣意的な請求を防止することを考慮して定めております。

（審査会の設置）

第10条 議長は、前条の規定による有効な審査の請求があったときは、これを審査するため、川越市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、社会的信望があり、かつ、地方行政に関し高い識見を有する者のうちから、議長が委嘱し、又は指名する。

4 委員の任期は、当該審査の請求に係る事案について、第12条第1項の規定による報告をするまでの期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

**【解説】**

本条は、審査会の設置について規定しております。

(第2項)

審査会は、委員10人以内で組織することを規定していますが、原則として10人で組織します。「10人以内」としているのは、委員に不足が生じ、その欠員が補充されるまでの間の状態に備えるものです。

(第3項)

審査会の委員の構成については、議長が審査事件ごとに会派を代表する者の意見を聞いたうえで、社会的信望があり地方行政に関し高い識見を有する者から、議長が委嘱し、指名することになります。なお、「社会的信望があり地方行政に関し高い識見を有する者」とは、市議会議員のほか、弁護士、大学教授、税理士等を想定しています。

(第4項)

委員の任期は、議長の委嘱、指名が行われたときから審査請求にかかる事案の結果を議長に報告するまでの期間とします。

ただし、何らかの事情により、当該委員が委嘱、指名時の職を失った場合は、審査の状況に関わらず委員としての任期も終了します。

(審査会の審査)

第11条 審査会は、当該審査の請求の内容について、政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否を審査するものとする。

2 前項の場合において、審査会は、当該審査の請求の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

**【解説】**

本条は、審査会の審査について規定しております。

(第2項)

審査会は、第1項の審査にあたり、審査対象議員に対する事情聴取のほか、審査を行うにあたり必要な調査を行うことができることを規定しています。

(第3項)

審査会は審査対象議員に対して調査を行うことができることに対応して、審査対象議員が審査会に弁明が出来る機会を保障しております。なお、審査の終了後についても第14条で定める意見書の提出の機会を保障しております。

(第4項、第5項)

審査会は、委員の過半数が出席することで、会議を開くことができることを規定しています。なお、審査会の会議は原則公開としますが、事案の内容によっては非公開が望ましいことも想定されるため、審査会に出席している委員の過半数の同意があれば、会議を非公開とすることができることを規定しています。

(審査結果の報告等)

第12条 審査会は、前条第1項の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

**【解説】**

審査会は、第11条の規定による審査を終了したときは、議長に対してその審査結果を報告しなければならないことを規定しています。

また、審査の結果、政治倫理基準等に違反がないと確認した場合は、審査対象議員の名誉を回復する措置を講ずることを、議長に求めることができます。その場合の措置としては、川越市議会ホームページや市議会だよりのほか、川越市議会公式SNS等で公表することなどが考えられます。

(審査結果の通知及び公表)

第13条 議長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、第9条第1項の規定により審査の請求をした代表者及び審査対象議員に対し、速やかに前条第1項の審査の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

**【解説】**

議長は、第12条の規定による報告を審査会から受けたときは、審査の請求をした代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知するとともに、審査結果を公表する義務があることを規定しています。なお、審査の結果は、川越市議会ホームページや市議会だよりに、川越市議会公式SNS等で公表します。

(意見書の提出及び公表)

第14条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書を公表するものとする。



**【解説】**

審査対象議員は、第13条の規定による審査結果の通知を受けたときは、当該通知の内容について、指定された期限（特別な事情がない限り通知日から起算して30日を経過する日）までに、意見書を提出することができることを規定しています。その場合、議長は第13条の規定による審査結果の公表と同様に、当該意見書を公表することを規定しております。

**（措置及び公表）**

- 第15条 審査対象議員は、自己に関する審査の結果において、自己の行為が政治倫理基準等に関する規定に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、第1条の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 議長は、審査対象議員が前項の措置を講じないときは、議会の名誉及び品位を守り、並びに市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 議長は、第1項又は前項の規定による措置が講じられたときは、その内容を公表するものとする。

**【解説】**

本条は、審査の結果に対する措置及び公表について規定しております。

**（第1項）**

審査対象議員は、審査会での審査結果において、当該議員の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、本条例の目的を果たすために必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

**（第2項）**

議長は、審査対象議員が、第1項の規定に基づく措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じることを規定しております。実際の運用にあたっては、会派を代表する者の意見を聴いたうえで、必要な措置を講じることになります。

**（委任）**

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**【解説】**

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることを規定しており、川越市議会議員政治倫理条例施行規程を制定し、審査請求の手續及び各様式等について定めています。

## 附 則

この条例は、令和5年5月2日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に議員である者に係る第4条及び第6条第1項の規定の適用については、これらの規定中「その任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた政治倫理基準等に関する規定に係る行為（不作為を含む。）について適用する。

### 【解説】

この条例は、令和5年5月2日から施行することを定めております。

また、第4条及び第6条第1項の規定については、この条例の施行の日から適用し、審査の請求に関する第9条の規定については、この条例の施行の日以降の議員の行為について適用することを規定しています。